

102 明治廿一年度司法省歳出予算及び明細表(抄録)

(明治二十一年)

(表紙)
(注記)

明治廿一年度
第三部
歳出予算表

司法省

ヲ増シ雇外国人月手当ノ給額増加ニ付

七百貳拾円

ヲ増シ外国人へ贈与ノ物品増加ノ見込アルニヨリ

七百五拾円

ヲ増シ差引

壹万千六百七拾貳円拾七銭五厘

ノ減少ヲ見ル

第二項 庁費

減 八千六百貳拾五円八拾貳銭五厘

書籍印刷並ニ反訳ノ事務ヲ減少スルノ見込ナルト其他諸費節略トニ依リ此減少ヲ見ル

第三項 旅費

減 七千五百六拾四円

外国派遣並ニ出張巡回等ノ事務減少見込ニ付此減少ヲ見ル

第四項 生徒費

増 貳千七百五拾円

大学院学生及分科大学々生養成ノ為メ其貸費支出ヲ要スルニ付

四千三百五拾円

ヲ増シ外国留学生徒二名増員セシニ付其学資

貳千円

ヲ増セシモ出仕生徒二十年九月ニ於テ満期スルヲ以テ其学資

三千六百円

ヲ減シ差引

貳千七百五拾円

ノ増加ヲ見ル

第五項 営繕費

歳出予算説明書

第一款 本省

第一項 俸給及諸給

減 壹万千六百七拾貳円拾七銭五厘

奏任官及判任官定員給額ニ対シ目下欠員並ニ官等低官ノ者配置有之モ其儘据置ノ見込ニ付 壹万四千三百拾七円

ヲ減シ傭員俸給傭人料前年度予算ハ四拾五入ノ算則ヲ用ヒシニ

依リ其差額 壹円拾七銭五厘

ヲ減少スト雖モ傭外国人増俸定約ノ者アルニ付

六百円

ヲ増シ死亡賜金ハ十九二十年年度ノ実費ニ比スルニ二十年年度ノ

予算ニテハ処弁シ難キニ付 五百七拾六円

増減ナシ

第二款 大審院及各裁判所

第六項 俸給及諸給

増 貳拾七万六千六百四拾五円四拾五銭八厘

評定官増員並ニ治安裁判所出張所設置ニ付判事書記傭員小使等非常ノ増員ヲ要スルニ依リ

三拾貳万貳千貳百四拾五円四拾五銭八厘

ヲ増加セシモ前年度予算ニ見積アリシ外国人傭入ノモノヲ見合セタルニ付其給料及宿料等ニ於テ

四万五千六百円

ヲ減シ差引 貳拾七万六千六百四拾五円四拾五銭八厘ノ増加ヲ見ル

第七項 庁費

増 拾貳万九千九百七拾五銭貳厘

治安裁判所出張所設置ニ付諸費増加ヲ要スルニ依リ此増加ヲ見ル

第八項 旅費

増 九千四百三拾六円六拾四銭

治安裁判所出張所へ巡回スル判事書記ノ旅費其他該出張所設置ニ付官吏赴任旅費ヲ見積リシニ依リ此増加ヲ見ル

第九項 学生養成費

増 三万円

法学生養成ノ為メ相当ノ学校へ補助金ノ下附ヲ要スルニ付此増加ヲ見ル

第十項 機密費

減 千円

探偵事務減少ノ見込ニ付此減少ヲ見ル

第十一項 管繕費

減 四万三百三拾四円

前年度ニ於テ巨額ノ新宮ケ所アリシモ本年度ハ可成修繕ヲ加ヘ一時ノ維持ヲ企図シセシニ付此減少ヲ見ル

第十三項 郡区役所戸長役場登記所費

前年度ハ九ヶ月間ノ見積ナリシモ本年度ハ治安裁判所出張所ヲ置キ郡区役所戸長役場ノ登記所ヲ廃スルノ見込ナルニ依リ六ヶ月分ヲ見積リシニ依リ此減少ヲ見ル

(以下略)

(注記)

〔正〕

〔明治廿一年度歳入出予算 十三〕
2A, 32-3, ④A42